

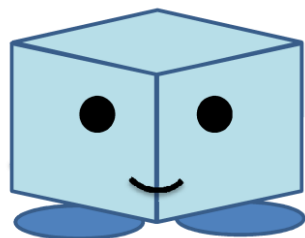
耐震シェルター設置事業補助金のご案内

茅ヶ崎市では、住宅が大地震によって倒壊した場合でも、命を守ることができる「耐震シェルター」の設置に対して、補助金を交付しています。

過去の大震災では、
住宅の倒壊により、多くの
尊い命が失われています



しえるたん



耐震シェルターは、
比較的安価で、
命を守ることが
できます！

平成30年4月

茅ヶ崎市 都市部 建築指導課

■はじめに

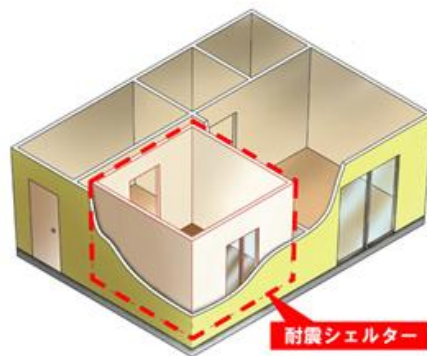
過去の大震災では、住宅の倒壊により多くの尊い命が失われています。就寝中やいざという時に備えて、建物内に安心なスペース（耐震シェルター）を確保すれば、安心して暮らすことができます。

資金面などの理由で耐震改修ができない人は、比較的安価で命を守ることができる「耐震シェルター」の設置を、ぜひ検討しましょう。

■耐震シェルターとは？

住宅が大地震によって倒壊した場合においても安全な空間を確保することができる堅固な構造物で、住宅の1階（主に寝室となる部屋）に設置します。

市では、補助の対象となるシェルターを指定しています。



■補助の条件は？

補助の条件は以下の項目**全て**に該当する方です。

- ① 市内に住所を有していること
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 次に掲げる全ての項目に該当する住宅（自己の居住用に限る）にシェルターを設置すること
 - ・ 昭和56年5月31日以前に建築され、又は建築の工事に着手された住宅
 - ・ 耐震診断により地震に対して倒壊の危険性があると診断された住宅（※）
 - ・ 茅ヶ崎市木造住宅耐震改修事業補助金の交付を受けていない住宅

（※）市では昭和56年5月31日以前に建築され、又は、建築の工事に着手された木造住宅に対して、耐震診断の補助制度を設けています。

耐震診断費用 99,000 円のうち、73,000 円を市が補助します。

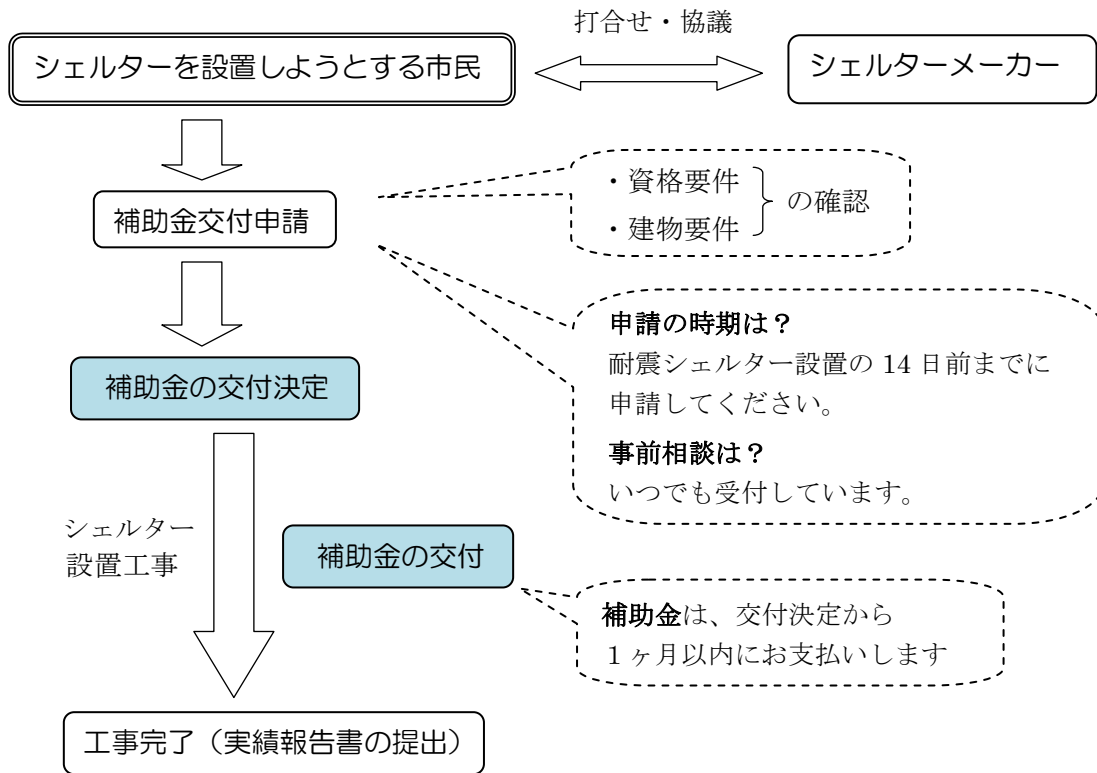
（耐震診断・耐震補強に係る消費税は申請者負担となります。）

■補助金額は？

設置に要した**費用の2分の1**以内かつ**上限25万円**です。

補助金は、交付決定後1ヶ月以内に銀行口座へお振り込みします。

■事業の流れは？



■申請の際に必要な書類は？

次の書類等をご用意ください

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 建築基準法の規定により交付された確認済証の写しなど
（建物の工事着手日等が確認できるもの）
- ③ 耐震診断結果の写し（評点が確認できる部分のみ）
- ④ 耐震シエルターの仕様書（メーカーに依頼してください）
- ⑤ 見積書の写し（設置費用が確認できるもの）
- ⑥ 耐震シエルターを設置する位置を示した平面図など
- ⑦ 住民票の写し
- ⑧ 市税の納税証明書
- ⑨ 建物の登記事項証明書
- ⑩ 所有者の承諾書（所有者と居住者が異なる場合のみ）
- ⑪ 個人情報調査同意書（市が職権で調査することに同意していただくものです）
- ⑫ その他必要と認められたもの

ご不明な点は、建築指導課窓口まで
ご相談ください

代わりに、
◎建物の登記事項証明書
でも可

⑪個人情報調査同意書を添付すれば、
⑦～⑨の書類は不要

■工事完了時に必要な書類は？

次の書類等をご用意ください

- ① 実績報告書（第5号様式）
- ② 収支決算書
- ③ 領収書の写し又は耐震シェルターの設置に要した費用が確認できる書類
- ④ 耐震シェルターの設置の状況が確認できる写真
- ⑤ その他必要と認められたもの

■ご注意

耐震シェルター設置工事の前に、補助金の申請手続きを完了する必要がありますので、事前に必ず建築指導課までご相談ください。

耐震シェルター設置事業補助金に関するお問い合わせ

茅ヶ崎市 都市部 建築指導課 建築安全担当

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467 (82) 1111 内線 2327~2328

FAX 0467 (57) 8377

Eメール kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp